

破産管財人が民法 94 条 2 項類推適用により保護される「善意の第三者」に該当するとした事案**【文 献 種 別】** 判決／東京地方裁判所**【裁判年月日】** 令和 2 年 9 月 30 日**【事 件 番 号】** 令和 2 年（ワ）第 5306 号**【事 件 名】** 動産引渡請求事件**【裁 判 結 果】** 請求認容（控訴）**【参 照 法 令】** 民法 94 条 2 項、破産法 42 条、破産法 78 条 1 項**【掲 載 誌】** 金法 2162 号 90 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25586157

愛知学院大学教授 田中淳子

事実の概要

本件は、破産者・株式会社 A 社（整骨院、鍼灸院等の経営及びコンサルタント業）名義で登録された自動車（以下「本件自動車」という。）を、被告 Y（A 社取締役）が占有しているとして、破産管財人である原告 X（令和元年 9 月 6 日付けで東京地方裁判所において破産手続開始決定を受け、破産管財人に選任）が、Y に対し、本件自動車の所有権に基づき、本件自動車の引渡しを求めたところ、Y は、所有権は自分にある等と主張し、X による引渡しを拒んでいる。

本件自動車は、平成 30 年 2 月 22 日付けで、「所有者」を破産会社 A、「使用者」を Y、使用の本拠の位置を Y 住所地として自動車登録ファイルに登録されている。そこで、X は、主張①：破産管財人として、破産者の財産の管理処分権を取得したことを根拠に自動車の所有権は X に帰属し、自動車の対抗要件（道路運送車両法 5 条 1 項）を具備しており、いわゆる民法 177 条の「第三者」として Y に対抗できる、主張②：仮に、Y が B から購入した真正所有者者であっても、登録名義を A とする虚偽の外観を Y 自ら作出しており、X は、前記外観につき新たに法律上に利害関係を有するに至った「第三者」に該当し、Y の本件自動車購入について善意であるため、民法 94 条 2 項の類推適用により対抗できる旨主張した。

これに対し、Y は、さきの①について、登録名義を A としたのは、A の会計士が現物出資として

会社名義にすれば減価償却の分、Y が現金を保有できる、とのアドバイスを受けたためであり、購入代金を全額出捐している以上、本件自動車の所有権は Y に帰属するため、A は、本件自動車に対しては無権利者であり、破産管財人 X は当該自動車に権利を取得するものではないため、民法 177 条の「第三者」に該当しない、②に対し、そもそも民法 94 条 2 項により善意の「第三者」を保護する趣旨は、意思表示の外形を信じて取引に入った者を保護する（権利外観法理）ためであり、破産管財人 X が民法 94 条 2 項類推適用によって保護されるためには、X が虚偽の外観を真実であると信じたことについて立証する責任を負う、と主張した。

判決の要旨

認容。

主張②に対し、「仮に Y が本件自動車を前所有者から購入したとしても、Y は、破産者が本件自動車の所有者であるとの虚偽の外観を自ら作出したものである。そして、X は、……破産者の破産管財人に選任され、破産手続開始決定により破産財団に属する破産者の財産について管理処分権を付与された者であり（破産法 78 条 1 項）、破産手続開始決定時における差押債権者と同視され、破産債権者全体の共同の利益のために善良な管理者の注意をもってその職務を行なわなければならない者であるから、本件自動車が破産財団に属す

るかどうかを主張するにつき、法律上利害関係を有する者である」【判示事項 1】とし X の主張を認めた。

そして、「破産管財人は、あくまで管理機構として破産財団の管理に当たる者にすぎないから、破産者が本件自動車の所有者でないことについての善意・悪意は、破産債権者を基準とすべきであり、破産債権者の一人でも善意の者があれば足りると解されるところ、破産債権者の全員が、破産手続開始決定時に、破産者が本件自動車の所有者でないことについて悪意であったとは想定し難く、破産債権者の少なくとも一人は破産者が本件自動車の所有者でないことについて善意であったと推認するのが相当である。」【判示事項 2】とし、X は、「民法 94 条 2 項の類推適用により保護される第三者に該当すると解するのが相当である。（最高裁昭和 33 年（オ）第 60 号同 37 年 12 月 13 日・集民 63 号 591 頁参照）」（下線引用者）

判例の解説

一 本判決の特色

本判決は、破産者 A 名義自動車の真正権利者だと主張し引渡しを拒む Y に対し破産管財人 X が、主張①（民法 177 条による対抗問題構成）、主張②（民法 94 条 2 項類推適用による無権利構成）により明渡しを求めたところ、最判昭 37・12・13（集民 63 号 591 頁）¹⁾ を引用し、主張②を入れて X の請求を認容した。①②の主張は、破産管財人が各規定の「第三者」に該当することを前提にした主張であり、これまで判例・通説ともに両条について破産管財人の「第三者」性を肯定する立場である（詳細は二、三）。しかし、本件では、①の可否を検討することなく²⁾ ②に対し、(a) 破産管財人の本項の「第三者」該当性（【判示事項 1】）、(b) 同項の「善意」性の判断基準と立証責任【判示事項 2】について検討し判断した。(a) については、引用判決に従い、破産財団に属する破産者の管理・処分権は、破産管財人に移転（破産法 78 条 1 項）する。これは実質的な包括的差押えであり、個別執行等をしたならば差し押さえることができた財産は破産財団に取り込まれるべきものであり、取り込まれた財産の破産債権者は個別執行が禁じられる（同法 42 条）ため、結果、破産管財人は破産者名義の自動車が破産財団に属するか否かを主

張する「法律上利害関係を有する者」として民法 94 条 2 項の類推適用により保護される「善意の第三者」に該当するとした。本件で特に問題とされたのは、(b) の問題である。同項の「善意」性は、同条 1 項をふまえ、破産手続前に一定の関係を結んだ破産債権者を基準にすべきか、「第三者」である破産管財人 Y を基準にすべきか。そしてその際の立証責任は誰か。この点について、原則、破産管財人は「善意の第三者」であり、Y において破産債権者全員が善意でないこと（悪意）を立証できなければ無効を X に主張できないとした。本判決は、第三者に課せられている立証責任³⁾ を事実上転換したものといえる⁴⁾。引用判決は、破産管財人の職務上の責任（善管注意義務）を根拠に選任後は同項で「保護される第三者」になるとの立場を示し、その直前に出された下級審裁判例でも、破産債権者の「全員が悪意であるという特別の事情のある場合」を除き原則として破産管財人は本項の「善意の第三者」とした⁵⁾。本判決は判例の流れに沿う判断である。特に本判決では、破産債権者の「少なくとも一人」が善意であれば、という表現を用いており、これは近時の通説的見解⁶⁾ が用いる表現に類似（「その中に一人でも」）することから同見解に則った判断といえる。

二 破産管財人と民事実体法上の「第三者」

破産管財人の法的地位の捉え方については破産法において議論が錯綜している⁷⁾ が、今日では、「破産管財人」という法的立場をもって当然に民事実体法上の第三者性を肯定するのではなく、民事実体法上の個別の規律ごとに、破産管財人を「第三者」として扱うべきか否かを検討すべきと解するのが通説的立場である⁸⁾。

主張①で根拠とされた民法 177 条は、不動産物権変動は対抗要件（登記）がなければ「第三者」に権利主張することが許されない。公示をしなかったことによる不利益を課すことで取引の安全を図ろうとする趣旨の規定である。本規定の「第三者」とは、「当事者もしくはその包括承継人以外の者で、不動産物権変動に関する登記の欠缺を主張する正当な利益を有する者」と解される⁹⁾。破産管財人は、破産手続により破産財団に組み込まれた財産の所有権を取得するものではないが、学説¹⁰⁾・判例¹¹⁾は、破産債権者の利益のために「独立の地位」（破産財団の管理機関）を有する者であ

り破産者の「一般承継人ではない」ことを根拠に第三者性を認めている¹²⁾。

三 破産管財人の民法 94 条 2 項「第三者」該当性

主張②で根拠とされた民法 94 条 2 項は、意思表示が真意と異なることを当事者が互いに知っているため、当事者間で無効（同条 1 項）だとしても、表示行為の外観を信頼した第三者を保護しようとする趣旨の規定である。不動産登記に公信力が認められていない我が国において、無効な不動産登記を信頼した第三者の保護のために、虚偽の登記（外形）の作出・承認を「帰責性」と評価し、民法 94 条 2 項を類推適用することでその保護を図っている。同項の「第三者」について、一般的には、虚偽の意思表示の当事者及びその包括承継人以外の者で、外形行為によって形成される法律関係に対し、別の法律原因によって新たに法律上の利害関係を有するに至り、そのために虚偽表示の無効を主張する者と相反する法律上の利害関係を有するに至った者と解され¹³⁾、かつては、直接の利害関係が前提であるとの理解であった¹⁴⁾が、今日では本判決【判示事項 1】で示したように、破産管財人は、破産手続開始時に差押債権者と同視されることから、虚偽表示の無効を主張する者と相反する法律上の利害関係を有するに至った「第三者」であり、破産者に属する旨の外形が作出され、破産手続開始決定があれば真正権利者に権利主張し、当該財産を破産財団所属の財産として換価することができる立場を根拠に破産管財人に「第三者」性を認めている。

四 94 条 2 項の「善意」性の判断基準と立証責任

破産管財人が民法 94 条 2 項（類推適用）の「善意の第三者」に該当するとして、その「善意」性の判断も破産管財人を基準にするのか。この点について、(a) 破産管財人を基準とする立場¹⁵⁾、(b) 破産債権者を基準とする立場があり、本判決は (b) に立ち、破産債権者の中に一人でも善意者がいれば、破産管財人はその地位を援用できるとした。「善意」の立証について、第三者に負担させると「破産債権者全員が当該自動車の存在を知らなければ、その保護を受けられない」とし、過重な立証に破産手続実務から批判があった¹⁶⁾。本判決

はその批判に応えるかたちで、真正権利者において破産債権者全員が悪意であること¹⁷⁾を立証すべき¹⁸⁾とした。本判決によれば、Y に対抗できる「第三者」の善意性が他人の主観的態様を基準にしており、実体法上の権利者（破産債権者）が複数名いる場合に各権利者の主観的態様に応じた法効果が与えられないことになる。破産債権者の中に事情を知っている悪意者や虚偽の外観が信頼に値しないような外観であるのに単純に信じたような者が含まれていても、その者に悪意や過失の責任を一切問わず、一人でも「善意」の破産債権者がいることで悪意・有過失の者の債権が破産管財人を通じて実現されることになる。破産手続が包括的執行であるとしてもなおこのような結論について十分な理由付けがないため疑問が残る。

五 本判決の射程

民法 94 条 2 項類推適用が認められる場合として、虚偽の外観を真正権利者自ら作出した場合（外形自己作出型）の他、他人が作出した場合（外形他人作出型）で、事前承認等の意思的関与がない場合でもその外観を承認・放置等したならばそれを帰責とし類推適用を認める¹⁹⁾。この点に対し学説からは、類推適用の範囲を超えとの批判があり²⁰⁾、仮に認めるのであれば、「善意」に加え「無過失」を保護要件とすべきとする立場²¹⁾も有力に説かれている。では、意思的関与もなく、事後承認・放置もなく作出された外観が真正権利者の意思に合致していない「意思外形非対応型」の場合はどうか。近時の判例は、虚偽の外観作出の「原因」を作ったにすぎない場合にも外形自己作出型や外形他人作出型と「同視しうる」重い帰責性を問い、94 条 2 項及び 110 条の類推適用を認める²²⁾ため、学説から批判が強い。本判決では、本事案を「外形本人作出型」と認定し、破産管財人により推定された「第三者の善意」以外には保護要件を求めている。同類型に対する判例と同様の立場といえる。では外形他人作出型、意思外形非対応型にも本判決は影響を与えるか。真正権利者側に虚偽の権利外観を作出した「帰責性」が高いと判断される場合には適用される可能性があるため、外形他人作出型には影響があると考えられる。しかし、「意思外形非対応型」の場合には破産管財人の第三者性自体を認めない立場²³⁾も存在するが、意思的関与もなく、帰責性が低い場合が想

定されるため直接影響を与えるものではないと考える²⁴⁾。破産管財人が民法 94 条 2 項の第三者とされる場合の法律関係は、「通常の破産手続とはかなり異なり」²⁵⁾、そして、その解決は「政策的および技術的考慮であり、例外的処理の余地がやや広く残りうる」²⁶⁾とされる。このような複雑な背景を有する問題に対し、本判決は自己作出型の場合に、破産管財人を同項の「善意の第三者」と推認し、破産債権者の悪意の立証がない真正権利者に対する権利主張を認容した事例判決として同種の事例の参考となろう。

●——注

- 1) 引用判決が同項「第三者」の問題ではないとするのが石田穰「判批」別ジュ 52 号 (1976 年) 59 頁。また、破産管財人が差押債権者類似の地位を取得した事案とはいえ「特殊な事案」とするのは、伊藤眞＝岡正晶＝田原睦夫＝中井康之＝林道晴＝松下淳一＝森宏司『条解破産法〔第 3 版〕』(弘文堂、2020 年) 606 頁。
- 2) 主張①は自動車の所有権が A に帰属することが前提である。本件では、取締役 Y が A に自動車を現物出資（会社法 28 条 1 項。有効な現物出資であれば所有権は会社に移転すると解するのが江頭健治郎『株式会社法〔第 7 版〕』(有斐閣、2017 年) 84 頁) し、それに対応する登録があり、維持経費の負担等の事情が証明できれば A に所有権が帰属していると評価できた可能性はある。その場合は、X が 177 条の「第三者」に該当し、全破産債権者が背信的悪意者でない限り Y に対抗できると解するのが通説とするのが伊藤ほか・前掲注 1) 600 頁。
- 3) 川島武宜＝平井宣雄『新版注釈民法(3) 総則(3)』(有斐閣、2003 年) 356 頁 [稲本洋之助]、最判昭 39・5・12 集民 73 巻 493 頁他。
- 4) 金法 2162 号 (2020 年) の無記名コメント 92 頁。
- 5) 東京地判昭 32・6・3 判タ 70 号 117 頁。川島＝平井・前掲注 3) 354 頁 [稲本洋之助] も同じ立場といえる。
- 6) 伊藤眞『破産法・民事再生法〔第 4 版〕』(有斐閣、2018 年) 361～362 頁、伊藤ほか・前掲注 1) 605 頁等。
- 7) 学説について、伊藤・前掲注 6) 214 頁以下によれば、近時の有力説は、破産管財人に私人とは別の法人格を認める管理機構人格説とする。
- 8) 伊藤ほか・前掲注 1) 596 頁。
- 9) 大連判明 41・12・15 民録 14 輯 1276 頁。
- 10) 伊藤・前掲注 6) 358 頁、舟橋諄一＝徳本鎮『新版注釈民法(6) 物権(1)〔補訂版〕』(有斐閣、2009 年) 664 頁 [吉原節夫] は、広く、「同一不動産上に直接一種の支配関係を取得した者」も第三者に入るとする。
- 11) 最判昭 38・7・30 集民 67 号 175 頁、自動車所有権留保事案において対抗要件（登録）の有無により判断した事案として最判平 22・6・4 民集 64 巻 4 号 1107 頁。
- 12) その他、破産管財人の実体法上の地位について、467 条 2 項の「第三者」性は肯定（最判昭 58・3・22 判時 1134 号 75 頁）するが、96 条 3 項「第三者」性は、議論があり、有力説は詐欺被害者保護の要請等から否定説であるとするのが伊藤ほか・前掲注 1) 607 頁。
- 13) 最判昭 42・6・29 判時 491 号 52 頁等、川島＝平井・前掲注 3) 348～349 頁 [稲本洋之助]。
- 14) 大判大 9・7・23 民録 26 輯 1171 頁他。
- 15) 伊藤・前掲注 6) 361 頁、伊藤ほか・前掲注 1) 605 頁。
なお、石田・前掲注 1) は、破産管財人は破産債権者が主張できる権限を前提にするため、善意債権者の場合に破産管財人が善意の第三者になると解する。これに対し、包括的手続である破産手続に適合しないとの批判をするのが、伊藤ほか・前掲注 1) 606 頁。
- 16) 印藤弘二「所有権留保と倒産手続」金法 1951 号 (2012 年) 65 頁。
- 17) 信頼に値する事実上の外観から善意が推定されると解する場合の「外観」とは、本件では、「車の所有者は名義人 A」とする登録だと考えられるため、「所有者は A ではない」旨を認識したら悪意となる。
- 18) 本判決が「過失」を問わないため、破産直前 Y が全債権者に虚偽事情を告知すれば Y は全債権者の悪意を立証でき、X は Y に対抗できない可能性が考えられる。
- 19) 外形他人作出型で虚偽の外観の放置を帰責の根拠として類推適用を認めたのが最判昭 45・9・22 民集 24 巻 10 号 1424 頁。
- 20) 磯村保「判批」別ジュ 1332 号 (2007 年) 67 頁、内田貴『民法 I 総則・物権総論』(東京大学出版会、2008 年) 201 頁。
- 21) 類推適用場面に限り無過失要件を求めるのが近江幸治『民法講義 I 〔第 7 版〕』(成文堂、2018 年) 208 頁、内田・前掲注 20) 54～55 頁は、無過失を求めるが、それを立証するのは虚偽表示側 (185 頁) とし第三者の負担のバランスを図るとする。
- 22) 最判平 18・2・23 民集 60 巻 2 号 546 頁。
- 23) 94 条 2 項と 110 条の類推適用が取引安全の保護を目的に善意・無過失を求めているため、差押え類似の地位に立つにすぎない破産管財人に第三者性を認めない立場が伊藤ほか・前掲注 1) 605 頁。なお、破産手続の場面でも破産債権者にとって責任財産の存在を徴表する登録への信頼は保護に値し、真正権利者側の登記懈怠による不利益付与（責任財産に組み込まれる危険に対し自衛できるのにしなかった懈怠）も同時に考慮する必要性を指摘するのが、松岡久和「差押債権者の実体法上の地位(下)」金法 1401 号 (1994 年) 27 頁。
- 24) 両条の類推適用を認め、不実登記の土地を差し押さえた善意・無過失の税務署長が「第三者」に該当するとしたのが東京高判平 20・5・21 訟月 55 巻 9 号 2980 頁。
- 25) 石田・前掲注 1) 59 頁。
- 26) 松岡・前掲注 23) 28 頁。